

運営指導における 主な指導事項等 訪問看護 編

埼玉県福祉監査課

看護師等の員数

看護職員（保健師、看護師又は准看護師）が常勤換算方法で2.5人以上配置されていませんでした。（この配置基準については、最小限の員数として定められたものです。）

当該事例は人員配置基準を満たしませんので、速やかに、人員配置基準を満たすよう措置を講じてください。

主治の医師との関係

主治の医師に、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出してください。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

1. 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成してください。
2. 訪問看護計画書の作成(変更)に当たっては、その主要な事項について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、同意を得たことを明確にしてください。
3. 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士等が連携して作成してください。訪問看護計画書には、理学療法士等が提供するものも含め訪問看護の内容を一体的に記載するとともに、訪問看護報告書には訪問日や主な内容を記載することに加え、理学療法士等が提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書等を添付してください。

勤務体制の確保等

1. 管理者、看護職員（いずれも、開設法人役員である場合を含む。）の勤務状況が確認できませんでした。出勤簿やタイムカード等を整備し、勤務状況が確認できるようにしてください。
2. 看護職員が、併設の病院や住宅型有料老人ホーム等の従業者を兼務している場合は、従事する時間帯を分けるほか、勤務表も明確に区分するなど、訪問看護事業所での勤務状況が確認できるようにしてください。

理学療法士等による訪問看護

理学療法士等による訪問看護を提供しているケースで、看護職員が利用者の状態を評価していない事例がありました。理学療法士等による訪問看護については、定期的な看護職員による訪問（初回及び概ね3か月に1回程度）により、利用者の状態の適切な評価を行ってください。

複数名訪問加算

利用者又はその家族等の同意を得ずに、複数名訪問加算を算定している事例がありました。複数の看護師等が同時に訪問看護を行う場合は、利用者又はその家族等の同意を得ていることとその理由（必要性）を記録に残してください。

1時間30分以上の訪問看護を行う場合

1時間30分以上の訪問看護は、特別な管理を必要とする利用者に対して、居宅サービス計画上1時間30分以上の訪問看護が位置付けられている場合のみ算定してください。

緊急時訪問看護加算

1. 緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、利用者又はその家族等に対して当該加算を算定する旨を説明し、利用者の同意を得たことを明確にしてください。
2. 緊急時訪問を行った場合（1月以内の2回目以降の緊急時訪問を除く）に早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定している事例がありました。当該事例は、算定要件を満たしません。

ターミナルケア加算

ターミナルケア加算の算定に当たっては、主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得たことを明確にしてください。

主治の医師の特別な指示があった場合の 取扱い

主治医から、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である旨の特別指示書の交付があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるため、当該期間中は訪問看護費を算定しないでください。

初回加算

1. 初回加算（Ⅰ）について、退院した日に初回の訪問看護を行っていないにもかかわらず、算定している事例がありました。当該事例は、算定要件を満たしません。
2. 初回加算（Ⅱ）について、訪問看護計画書を作成せずに算定している事例がありました。当該事例は算定要件を満たしません。

退院時共同指導加算

退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録してください。
また、利用者又はその看護に当たっている者に対して、在宅での療養上必要な指導内容を提供してください。

サービス提供体制強化加算

1. 全ての看護師等（理学療法士等を配置している場合は、当該理学療法士等を含む。）に対し、看護師等ごとの個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を作成の上、研修を実施してください。
2. 利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議は、おおむね1月に1回以上、全ての看護師等が参加の上開催してください。なお、いくつかのグループ別に分かれて開催することでも差し支えないとされています。また、会議の開催状況について、その概要を記録してください。
3. 全ての看護師等に対して、健康診断を定期的（少なくとも1年以内ごとに1回）に実施してください。

同一敷地内建物等における減算

事業所と同一建物の有料老人ホームに居住する利用者について、同一建物減算をせずに介護給付費を請求していました。
当該事例は同一建物減算の対象となります。